

**令和7年4月1日から入院時食事療養標準負担額
および入院時生活療養標準負担額が下表のとおり引き上げられます**

【入院時食事療養標準負担額】

入院した場合、被保険者・被扶養者ともに、食事の給付を受けられます。

区 分			1食あたりの負担額		
			令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から	
住民税課税世帯			490円	510円	
住民税 非課税世帯※1	70歳未満		過去1年間の入院期間 が90日以内	230円	240円
			過去1年間の入院期間 が90日超	180円	190円
	70歳以上 75歳未満	低所得Ⅱ	過去1年間の入院期間 が90日以内	230円	240円
			過去1年間の入院期間 が90日超	180円	190円
		低所得Ⅰ		110円	110円
指定難病・小児慢性特定疾病の患者			280円	300円	

【入院時生活療養標準負担額】

被保険者・被扶養者ともに、65歳以上の方が療養病床（慢性病の人が長期入院する病床）に入院した場合は、入院時生活療養として給付をうけられます。1日あたりの居住費370円に変更はありません。

区 分			1食あたりの負担額			
			令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から		
住民税 課税世帯	医療区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ※2		① 490円 ② 450円 ※3	① 510円 ② 470円 ※3		
住民税 非課税世帯※1	65歳以上 70歳未満	医療区分Ⅰ		230円	240円	
		医療区分 Ⅱ・Ⅲ	過去1年間の入院 期間が90日以内	230円	240円	
			過去1年間の入院 期間が90日超	180円	190円	
	70歳 以上 75歳 未満	低所得Ⅱ	医療区分Ⅰ		230円	240円
			医療区分 Ⅱ・Ⅲ	過去1年間の入院 期間が90日以内	230円	240円
		低所得Ⅰ		医療区分Ⅰ		140円
			医療区分Ⅱ・Ⅲ		110円	110円
指定難病の患者 ※居住費の負担なし			280円	300円		

※1 低所得Ⅱは住民税非課税世帯、低所得Ⅰは住民税非課税世帯であり、各所得もすべて無い世帯となります。

※2 医療区分Ⅱ・Ⅲは入院医療の必要性が高い方。医療区分Ⅰはそれ以外。

※3 ①は管理栄養士等による適温食事提供等を満たす保険医療機関。②はそれ以外。